

# 第5次龍郷町行政改革大綱

令和4年3月

龍郷町行政改革推進本部

# 目 次

はじめに	3~4
1. 行政改革の基本方針	4
2. 行政改革の実施（推進）期間	5
3. 行政改革の重点取組事項	
1. 開かれた行政と協働のまちづくり	5
1) 開かれた行政の推進	
2) 町民との協働の推進	
2. 時代に即応した組織機構の構築	5~6
1) 行政組織の見直し	
2) 各種委員会の再点検	
3. 定員管理及び給与の適正化の推進	6
1) 定員適正化計画の見直し	
2) 給与制度の適正化	
4. 事務事業の見直し	7~8
1) 事務事業の整理合理化	
2) 民間委託の推進	
3) 広域行政の推進	
4) 行政評価の導入	
5) 消防、防災体制の充実	
5. 職員の意識改革と能力開発、多様な働き方への対応	8
1) 職員の資質の向上と人材育成	
2) 多様な働き方への対応	
6. 行政情報化推進による行政サービスの向上、自治体DXへの対応	8~9
1) 行政情報化の推進と自治体DXへの対応	
7. 経費の節減と財政の健全化	9~10
1) 歳入の確保	
2) 歳出の削減	

8. 公共施設の設置及び管理運営の見直し	9
9. 持続可能な社会実現に向けた取組の推進	10
<b>4.行政改革の推進</b>	<b>10</b>
<b>関連資料</b>	<b>11~16</b>

## はじめに

地方自治法では、地方公共団体の役割を「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する。」と定め、かつ、その役割を達成するために「最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定しています。

本町では、変容する社会情勢や住民ニーズの多様化に対応しながら、地方自治法の理念を実現するため、昭和60年1月に第1次行政改革大綱を定め、以降、第2次（平成8年5月～）、第3次（平成17年5月～）、第4次（平成29年4月～）と改定を重ねる中で、職員数の適正化や経費節減等による歳出の抑制、町税等の収納強化や、ふるさと納税の推進による歳入の確保など、行政サービスの向上と、財政状況の改善に努めてまいりました。

我が国の人口は2010年（平成22年）をピークに減少に転じており、2040年（令和22年）頃にかけて人口構造が大きく変容することが予測されています。介護需要が高まる85歳以上の人口が増加する一方で、社会を支える生産年齢人口は大幅に減少していく状況にあり、地域社会の持続可能性にとって脅威となっています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅勤務やオンライン会議などの「テレワーク」が普及したほか、デジタル技術を活用した人とのつながりが、様々な分野において創出されており、都市と地方あるいは海外との「距離を超えたつながり」が、より日常化するなど、我々の「生活様式」や「社会のあり方」は急速に変化しています。

町内に目を向けると、本町の有する公共施設や公共インフラは昭和50年代に整備された施設が多いため、今後大規模改修や更新の需要が高まる一方で、利用者あるいは費用を負担する住民の数は減少していくことが予測されます。また、国が推進する「自治体DX」では、行政手続のオンライン化など、ICTを活用した行政サービスの導入に加え、行政におけるテレワークの推進やAIの利用促進が求められています。

このように、本町を取り巻く社会の変化やリスクに適応し、高度化・多様化

する住民ニーズに迅速に対応するためには、組織・体制や事務事業の見直しのほか、新たな財源の確保や、ICTを活用したスマート自治体の構築、さらには高齢社会・人口減少社会に対応するための戦略的な対策が必要です。

これらの課題をクリアし、町民から期待されている事業・サービスを持続的に展開することで、地方公共団体の役割である「住民の福祉の向上」を図っていくため、これまでの行政改革等の成果や課題を踏まえつつ、第5次龍郷町総合振興計画で掲げた「持続可能で自立した地域社会を創るための新たなまちづくり」の考え方にに基づき、行政改革を推進する必要があります。

## 1. 行政改革の基本方針

社会情勢は大きく変化をしており、行政ニーズの多様化もますます進んでいくことが考えられます。新型コロナウイルス感染症の拡大、デジタル化の進展、SDGsの推進や、脱炭素社会の実現など、町政を取り巻く社会情勢に合致した行財政運営を推し進めるために、行政改革大綱・実施計画を改定し、改革の継続に取り組むこととします。

### ○ 町民と協働で大綱を策定します

町民とのパートナーシップの推進を図る観点から、各種団体の代表者等で構成する行政改革推進委員会の答申を受け、パブリックコメントを経て、町長、副町長等で構成する行政改革推進本部で策定します。

### ○ 前大綱の趣旨を継承しつつ本町を取り巻く状況の変化を踏まえた見直しを行います

住民ニーズに的確に対応できる簡素で効率的な行政システムを構築するという行政改革の基本的な考え方は、行政運営にあたり一貫したものであることから、新大綱の策定にあたっては、前大綱の趣旨を継承しつつ、社会・経済情勢の変化、厳しさを増す本町の財政状況などを踏まえて総合的に検討します。

## 2. 行政改革の実施(推進)期間

行政改革大綱に基づく行政改革の実施期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。また、同時に行政改革の具体的な取組である実施計画を策定し、大綱と同様に実施期間を令和4年度から令和8年度までの5年間とします。実施計画については、毎年度進捗や成果について点検し、内容の見直しを図るなど、「PDCA」サイクルによる改善を推進します。

## 3. 行政改革の重点取組事項

### 1. 開かれた行政と協働のまちづくり

地域の課題を共有し、更なる活性化を図るため、町民に対し積極的に行政情報を公開するなど、行政に対する理解と協力を得ながら、町民の参画と協働による自主性・自立性のあるまちづくりを推進します。

#### 1) 開かれた行政の推進

行政運営に町民ニーズを的確に反映させるため、町民と直接対話する機会を充実させ、広く意見を求めるなど、町民と行政との相互理解を深めます。

行政改革の推進にあたっては、時限的に設置していた行財政運営改善検討委員会、行政改革推進委員会を継続設置し、着実な進行管理を行います。

#### 2) 町民との協働の推進

生活基盤である地域社会を支えていくため、地域住民が主体となる地域づくりを積極的に支援します。また、町政運営に対して町民の意見を積極的に取り入れ、町民参画による協働のまちづくりを展開します。

### 2. 時代に即応した組織機構の構築

組織機構については、社会環境や経済動向の変化、町民ニーズへの迅速な対応に留意し、適宜改編を行っていきます。今後も本町が取り組む施策・事業量、職員数に見合った簡素で効率的・機能的な組織機構を目指し、継続的

に見直しを行います。

#### 1) 行政組織の見直し

限られた人員、財政規模の中で社会情勢等に対応しながら持続可能な行政運営を行うため、事務事業の整理統合を行い、効率的にサービスを行える組織体制を構築します。また、ワークライフバランスを充実させ、職員がやりがいを持てる職場づくりに努めます。

#### 2) 各種委員会の再点検

各種委員会や協議会、審議会は、町民の参画による開かれた町政を実現するために重要な役割を担っていますが、時代の変化や新たな行政課題への対応として、法令や条例により設置が義務づけられているものを除き、その必要性や存在意義について再点検を行い、設置目的を達成したものの廃止や類似したものの統合などの見直しを図ります。また、委員の女性登用率の向上を図ります。

### 3. 定員管理及び給与の適正化の推進

定員管理及び給与水準等の適正化を図り、公務の能率的運営を推進します。

#### 1) 定員適正化計画の見直し

定員適正化計画の早期見直しを実施し、計画的な人材の確保及び再任用制度の活用等により、業務量に合わせた適正な職員配置に努めます。さらに、社会情勢への対応や職員の人材育成を踏まえ、長期的な視点に立った効率的・効果的な人事政策を進めます。

#### 2) 給与制度の適正化

職員給与については、国の給与制度や民間の給与実態等を考慮し、給与水準や制度の適正化を図るとともに、各種手当の見直し等を行います。加えて、人事評価制度を積極的に活用し、給与・任免に反映させ、職員の能力、業績を一層重視した人事・給与制度の構築に取り組みます。また、評価判定の標準化に向けて、評価者の研修を実施します。

## 4. 事務事業の見直し

多様化する町民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、より一層行政改革の推進が不可欠であることから、既存の事務事業について、その目的や必要性、課題、手段、コストなどについて評価することにより、事務事業のあり方を検証し、その見直しを行います。

### 1) 事務事業の整理合理化

社会環境の変化や多様化する町民ニーズへの対応等により、町の事務事業は増加傾向にあります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、保健衛生、防災等あらゆる場面で実施しなければならない事業が増加しており、限られた人員・予算の中で、本来町が担うべきものであるか、町民生活に欠くことのできないものであるか、費用対効果は適切であるかといった観点による優先順位に基づいた事業展開を図ります。

### 2) 民間委託の推進

町が直営で行うよりも、民間のノウハウを活かした方がサービスの向上や経費の削減が図れるものについては、行政責任の確保に留意しながら積極的に民間委託等を推進します。

### 3) 広域行政の推進

広域で連携することにより事務事業の効率化ができる場合は、積極的に広域連携を進めます。

### 4) 行政評価の導入

最小の経費で最大の効果を挙げるため、町が実施する事務事業等の目的を明確にした上で、成果目標の設定と事業の必要性・有効性・効率性等を客観的に評価することにより、町民の視点に立った合理的、効率的な行政運営の実現を図っていきます。

### 5) 消防、防災体制の充実

近年全国的に多発している豪雨災害や台風襲来などに対し、「災害に強い自治体」を構築するため、自主防災組織の拡大強化を図るとともに、高齢者

や障がい者など災害時避難行動要支援者の避難支援体制を確立します。

## 5. 職員の意識改革と能力開発、多様な働き方への対応

町民に信頼される職員を育成するため、実効性のある研修機会を増やすとともに、人事評価制度を効果的に運用することで、職員の資質と能力の向上に取り組めます。

### 1) 職員の資質向上と人材育成

地方分権推進による国・県からの事務・権限の委譲により、基礎自治体（市町村）の事務量が増加する中、職員自身が常に公務員としての高いモラルを持ち、町民目線に立った質の高い行政サービスを提供していくため、職員の持つ能力が最大限に発揮されるように職員研修を積極的に実施し、職員の資質向上を図ります。

### 2) 多様な働き方への対応

国の進める「働き方改革」に対応した多様な働き方を模索し、地域のモデルとなる職場づくりを目指します。

## 6. 行政情報化推進等による行政サービスの向上、自治体DXへの対応

自治体DXの推進や公金の電子納付等、時代の変化に対応した行財政運営を推進するため、情報通信技術を積極的に活用し、事務の簡素化・効率化を進めるとともに、町民サービスの向上に努めます。また、推進に際して個人情報の保護やセキュリティ対策を十分講じるとともに、情報格差に配慮します。

### 1) 行政情報化の推進と自治体DXへの対応

本町の情報通信基盤を活用し、公金の電子納付の普及や、行政手続のオンライン化等、情報通信技術による行政サービスの向上を図ります。

また、令和3年度に策定した地域情報化推進計画を基に、自治体DXを着実に実行するため、庁内横断的な体制を組織し、各課に情報化推進員を設置し

ます。

行政の内部事務においては、決裁や文書管理、庶務管理における電子化について調査検討を行います。

## 7. 経費の節減と財政の健全化

歳入の大幅な増加が見込めない現状において、歳入に見合った歳出を行うなど、財政構造の質的な転換を図る必要があります。このため歳出経費全般について徹底した見直しを行い、その節減と合理化を図るとともに、予算の厳正な執行をより一層図ります。

### 1) 歳入の確保

町税等の収納率の向上や新たな歳入確保に努めるとともに、使用料、手数料、負担金等については「受益者負担」の原則に基づき、その適正化に努めるなど、自主財源の安定確保を図ります。また、「自治体クラウドファンディング」など新たな財源の確保を検討します。

### 2) 歳出の削減

人件費については、国や他の地方自治体との均衡を図りながら適正化に努めます。また、消耗品費及び光熱水費等の経常経費に対する職員コスト意識の向上を図り、効率的な事務事業の推進を徹底して、歳出の抑制に努めます。

## 8. 公共施設の設置及び管理運営の見直し

公共施設等総合管理計画に基づき、全庁的な公共施設の維持管理を行い、効率的な運営を目指します。また、今後利用予定のない遊休町有財産については、積極的に処分又は貸付を行い、歳入の確保に努めます。

## 9. 持続可能な社会実現に向けた取組の推進

地球温暖化防止・カーボンニュートラルの実現、ゴミの減量化、再生可能

エネルギーの導入など、世界自然遺産の島を将来世代につなげるため、環境保全と持続可能な社会づくりに取り組みます。

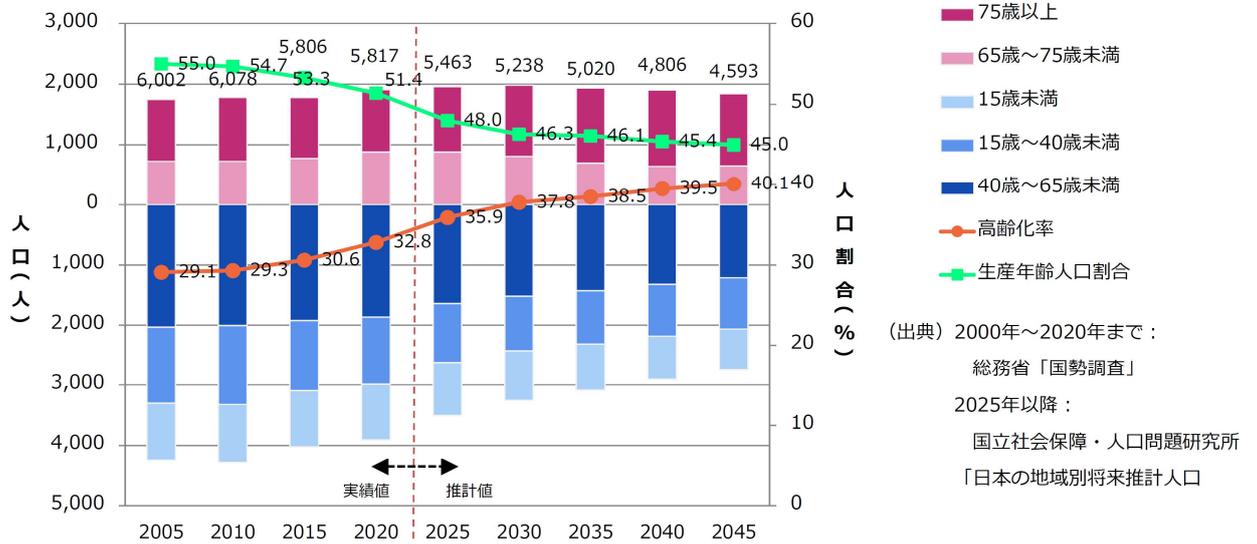
## 4. 行政改革の推進

行政改革の推進にあたり、毎年度、行革担当課は各課の取組状況をとりまとめて、民間委員で構成される行政改革推進委員会に報告し、その結果を公表することとします。また、中堅職員による「行財政改革チーム（仮称）」を編成し、取組状況の共有と検証、次年度に向けた取組の改善を毎年度実施します。

行政改革検証スケジュール													
	n-1年度	n年度											
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
【全課】 ①行革進捗状況報告 （行革進捗状況の確認） ②事務事業評価 （個別の事業ごとに評価）	←→					←→							
【総務課】 行革ヒアリング （事務分掌や人員配置について）							翌年度に向けたヒアリング		←→				
【行財政改革チーム（仮称）】 職員による行財政改革の検討会				メンバー の人选						検討会開催（複数回）			
【幹事会（課長級）】 【推進本部（町長ほか）】													状況 報告
【行政改革推進委員会】									n年度 第1回			n年度 第2回	

## 関連資料

### ① 龍郷町の人口の推移



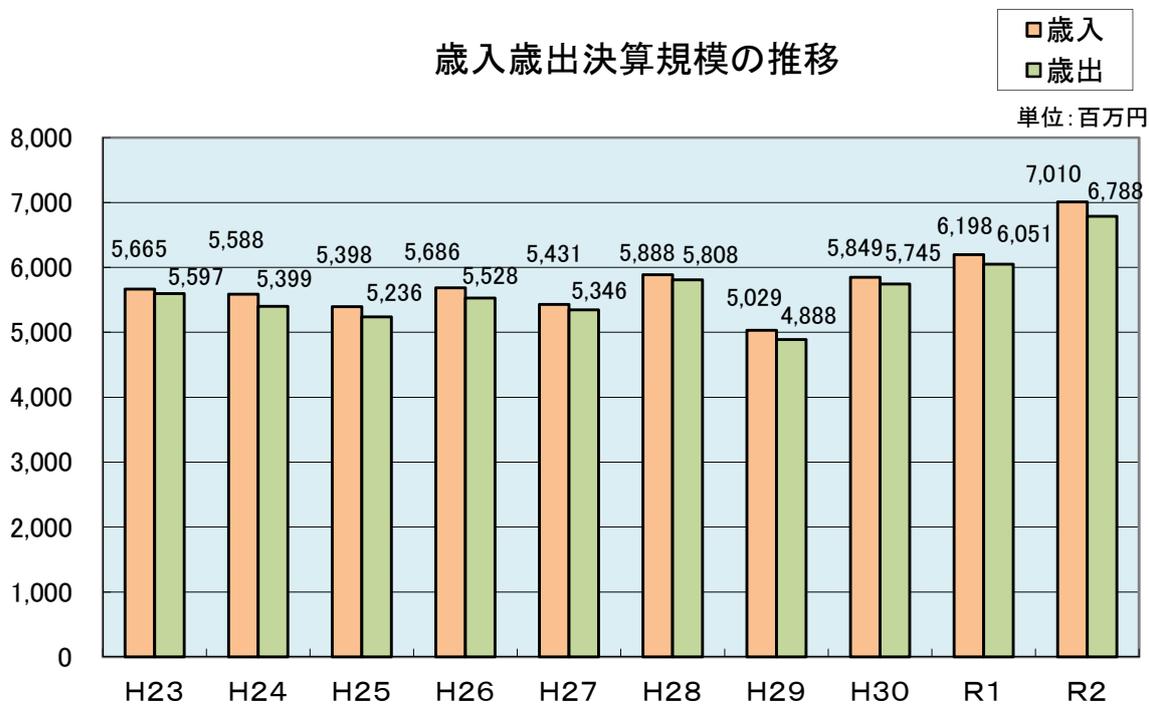
	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045
人口 (人)	6,002	6,078	5,806	5,817	5,463	5,238	5,020	4,806	4,593
15歳未満 (人)	953	972	929	918	883	830	771	722	686
15歳～40歳未満 (人)	1,271	1,315	1,170	1,124	980	907	888	860	851
40歳～65歳未満 (人)	2,032	2,007	1,924	1,866	1,641	1,519	1,427	1,324	1,214
65歳～75歳未満 (人)	727	725	773	879	879	808	698	643	650
75歳以上 (人)	1,019	1,057	1,006	1,027	1,080	1,174	1,236	1,257	1,192
生産年齢人口 (人)	3,303	3,322	3,094	2,990	2,621	2,426	2,315	2,184	2,065
高齢者人口 (人)	1,746	1,782	1,779	1,906	1,959	1,982	1,934	1,900	1,842
生産年齢人口割合 (%)	55.0	54.7	53.3	51.4	48.0	46.3	46.1	45.4	45.0
高齢化率 (%)	29.1	29.3	30.6	32.8	35.9	37.8	38.5	39.5	40.1

龍郷町の高齢化率の降順		
(2015年10月時点)		
鹿児島県内	33番目	43保険者
全国	825番目	1,565保険者
(2025年の推計値)		
鹿児島県内	36番目	43保険者
全国	818番目	1,512保険者
(2040年の推計値)		
鹿児島県内	35番目	43保険者
全国	932番目	1,512保険者

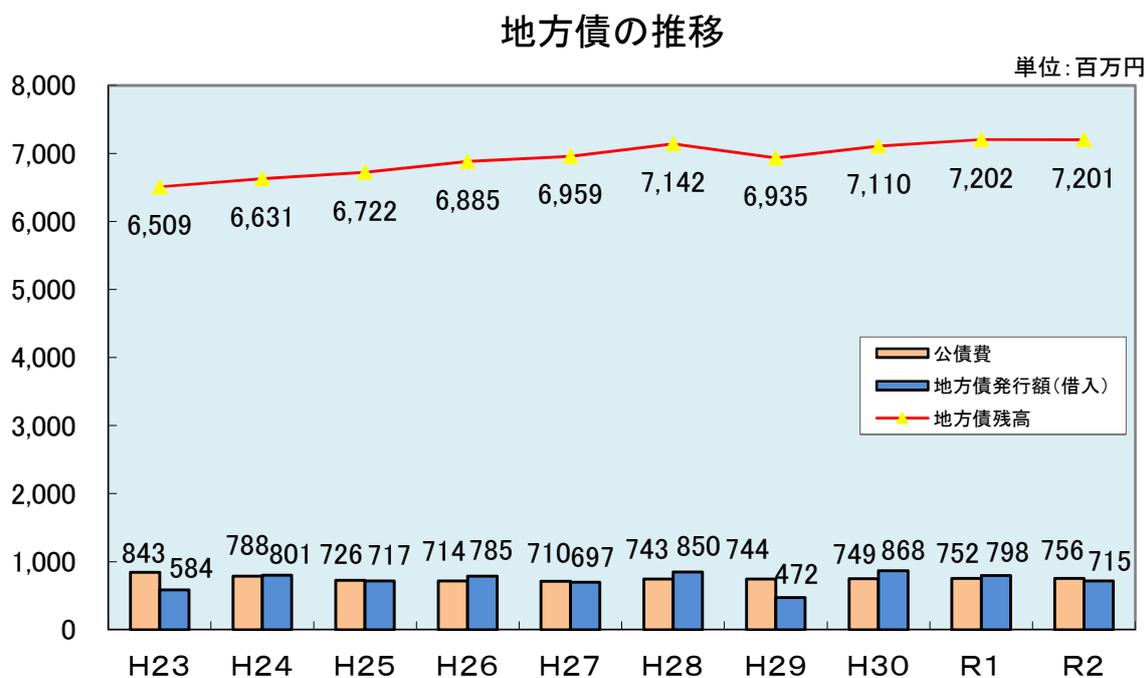
厚生労働省「見える化システム」より

② 龍郷町の財政状況（平成27年度地方財政状況調査資料より）

(1) 決算規模の推移

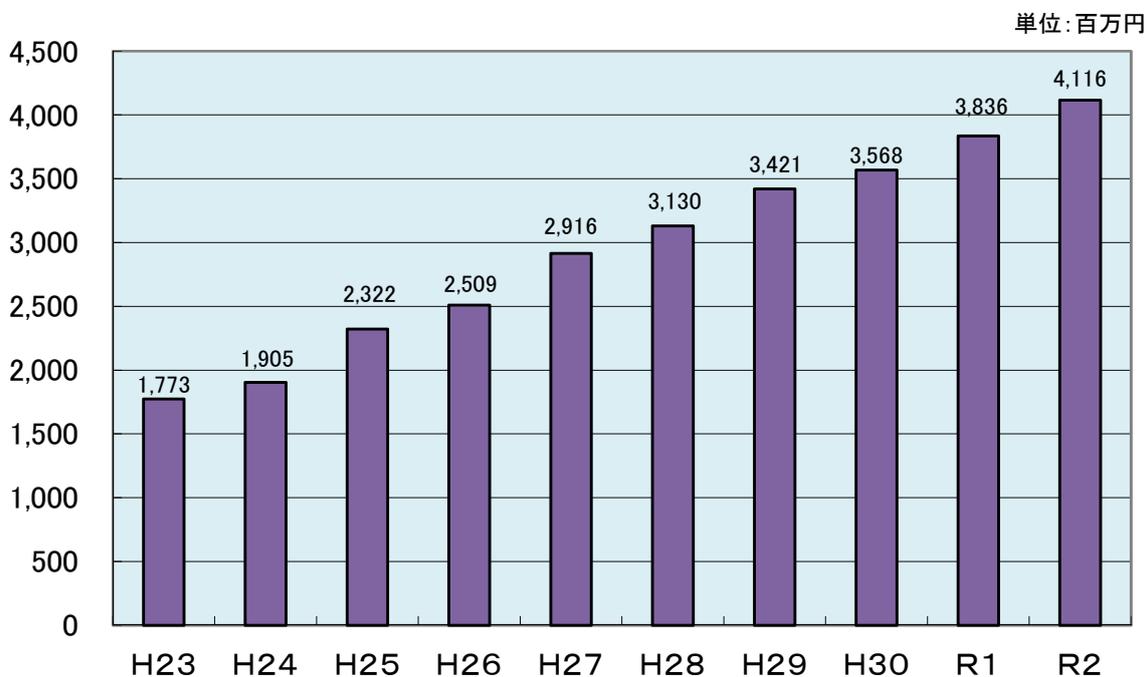


(2) 地方債の推移



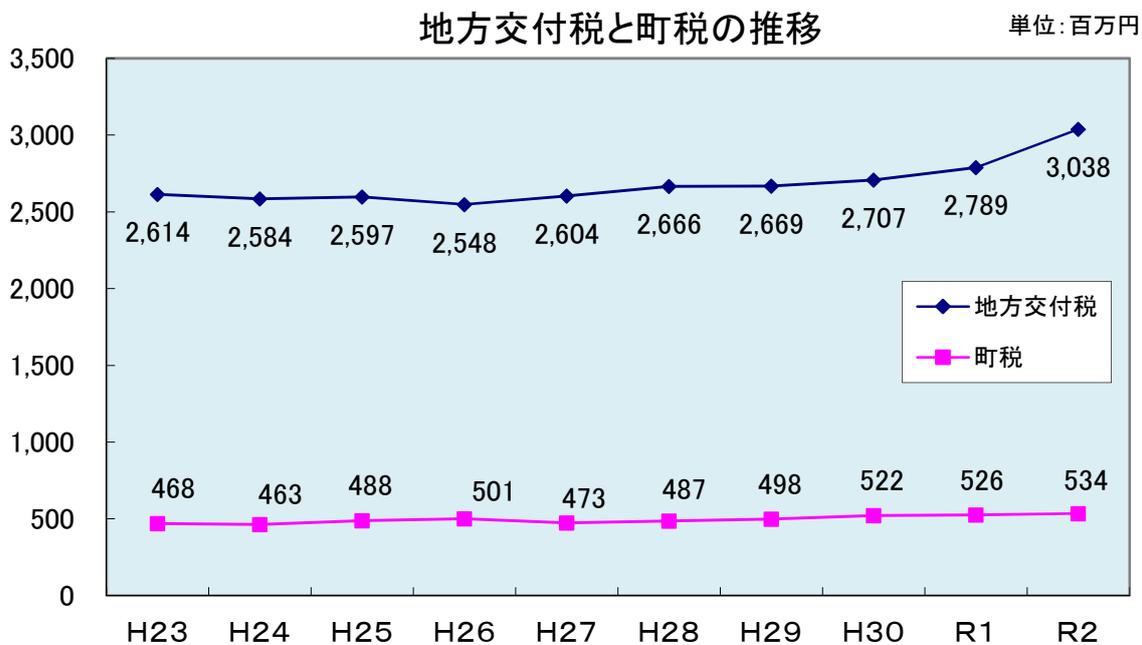
(3) 基金残高の推移

基金残高の推移

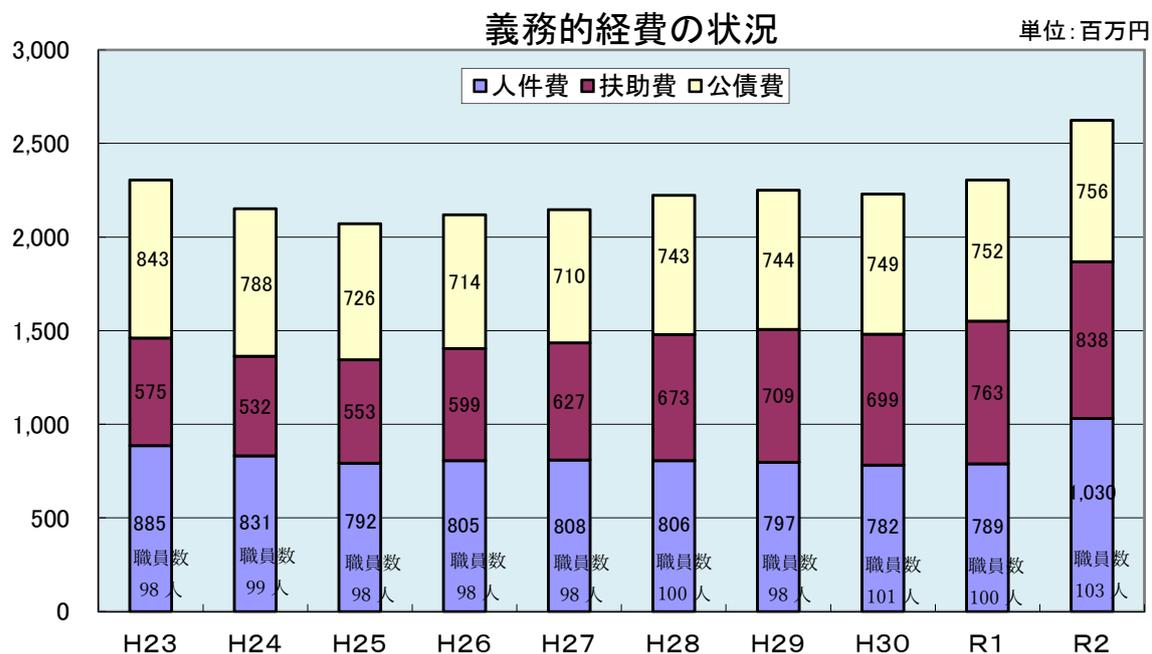


(4) 地方交付税と町税の推移

地方交付税と町税の推移



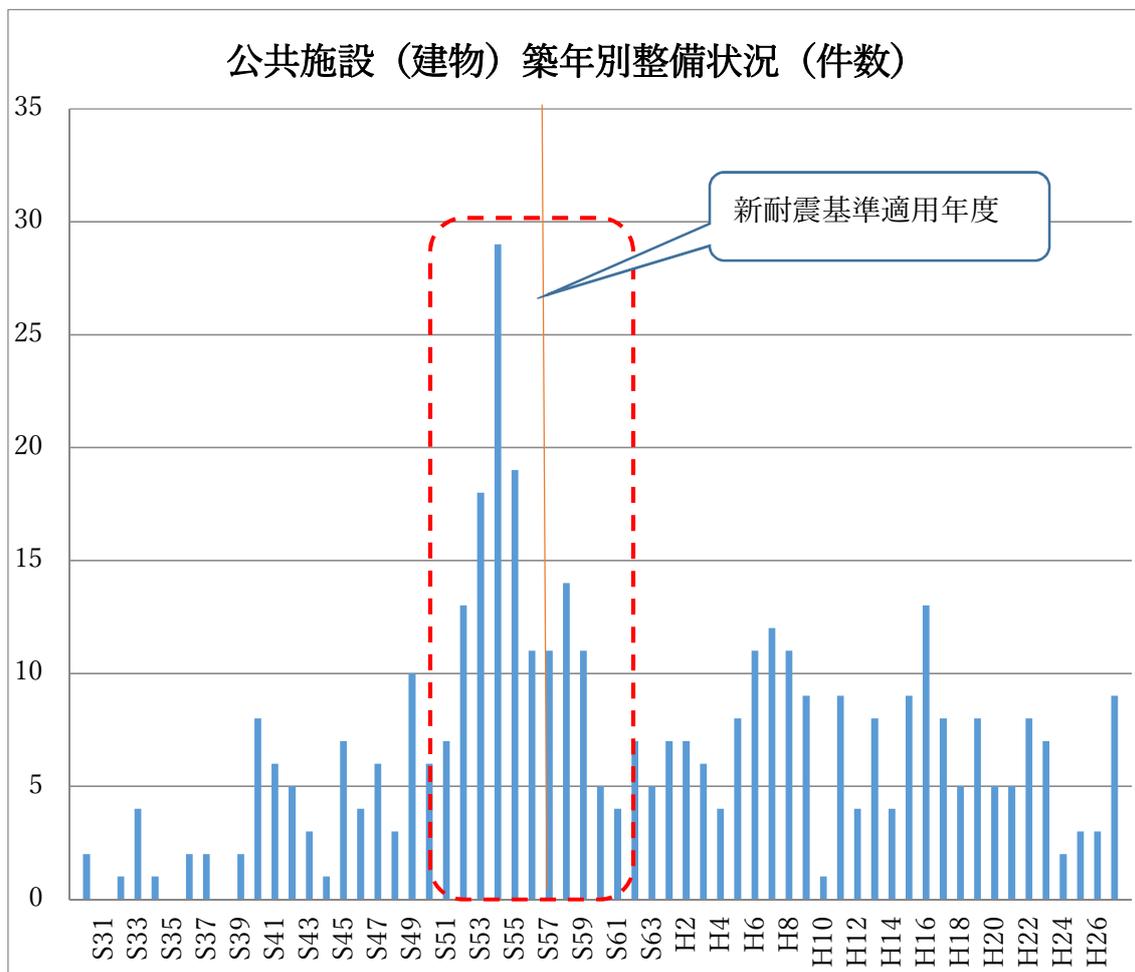
(5) 義務的経費の状況



職員数：正職員の総数(特別会計や一部事務組合への派遣職員も含んでいます。)

※義務的経費とは：必ず支出しなければならない経費。または容易に減らすことができない経費をいい、人件費・扶助費・公債費（その他の年度の借金の返済金）がこれにあたります。

(6) 龍郷町の公共施設整備状況 (平成27年度資産台帳より)



(7) 経常収支比率の推移

